

小型機船底びき網漁業の許可について

令和7年5月20日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 小型機船底びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
えびこぎ網漁業	東かがわ市・さぬき市・高松市牟礼町・高松市庵治町・小豆郡地先海面	1月1日から12月31日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン未満	1	引田、東讃、津田町、さぬき市（小田・志度）、鴨庄、牟礼、土庄中央（土庄・家浦・甲生・大部）、四海、北浦、唐櫃、内海、池田に漁業の根拠地を有する者
いか磯間びき漁業	東かがわ市・さぬき市・高松市牟礼町・高松市庵治町・小豆郡地先海面	4月1日から6月30日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン未満	1	四海に漁業の根拠地を有する者
貝けた網漁業	豊島虻崎から犬島を結んだ線以東で大角鼻から兵庫県明石を結んだ線以北の小豆郡北部及び東部の香川県海面	10月15日から4月15日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン未満	1	土庄中央（土庄・大部）・四海、唐櫃に漁業の根拠地を有する者

戦車こぎ網漁業	香川・徳島県境兀崎から兵庫県姫路市家島町上島灯台中心点見通し線以西、さぬき市津田町鷹島頂上と小豆郡小豆島町風の子島頂上を結んだ線以东の海面及び土庄町妙見崎西端と岡山県瀬戸内市青島東端を結んだ線以东の香川県海面（但し、小型機船底びき網漁業の禁止区域は除く）	10月20日から 3月31日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン未満	1	土庄中央（大部）、四海、北浦、内海、池田に漁業の根拠地を有する者
戦車こぎ網漁業	金ヶ崎東端と兵庫県姫路市松島南端を結んだ線以北の海面及び土庄町妙見崎西端と岡山県瀬戸内市青島東端を結んだ線以东の香川県海面（但し、小型機船底びき網漁業の禁止区域は除く）	4月1日から 4月30日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン未満	1	土庄中央（大部）、四海、北浦、内海に漁業の根拠地を有する者
板びき網漁業	小豆島北部の香川県海面（別紙1のお	4月1日から 12月31日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン未満	1	高松市瀬戸内、土庄中央（土庄・大部）、四海、北浦、内海、池田に漁

	り)					業の根拠地を有する者
板びき網漁業	播磨灘南部の香川県海面（別紙1のとおり）	6月1日から 12月31日まで	48kW以下 （旧15馬力以下）	5トン未満	1	引田、東讃、津田町、さぬき市（小田・志度）、鴨庄、庵治、高松市瀬戸内、土庄中央（土庄・家浦・大部）、四海、北浦、内海、池田に漁業の根拠地を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年5月20日～同年5月26日

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和10年3月31日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 関係漁業者の協定を厳守しなければならない。

(イ) えびこぎ網以外の漁具を使用してはならない。（えびこぎ網漁業）

(ウ) 石よけを装着した漁具を使用してはならない。（えびこぎ網漁業）

(エ) たこつぼなわ、延なわ漁業者と協定のうえ操業しなければならない。（板びき網漁業）

(オ) 延なわ漁業者と協調のうえ操業しなければならない。（戦車こぎ網漁業）

(カ) 柵網漁業を妨害してはならない。（戦車こぎ網漁業）

(キ) 日没から日の出までは操業してはならない。（なまここぎ網漁業）

(ク) 操業時間は別表のとおりとする。（戦車こぎ網漁業、板びき網漁業、貝けた網漁業）

但し、4月20日から5月31日までの間は、15時以降は操業してはならない。（戦車こぎ網漁業）

(ケ) 桁巾は258センチメートル以下の桁を使用すること。（戦車こぎ網漁業）

(コ) 張（ビーム）は12メートル以下のものを使用すること。（なまここぎ網漁業）

(サ) かえし網仕立ての漁具を使用してはならない。（なまここぎ網漁業）

(シ) 網の目合は、8節よりも小さい網を使用してはならない。（なまここぎ網漁業）

(ス) 開口板は縦124センチメートル、巾60センチメートル以下の板を使用しなければならない。（板びき網漁業）

板びき網漁業区域および期間

